

水道加入金・下水道受益者負担金制度 のあり方について

1 水道加入金制度のあり方について

(1) 水道加入金等の概要

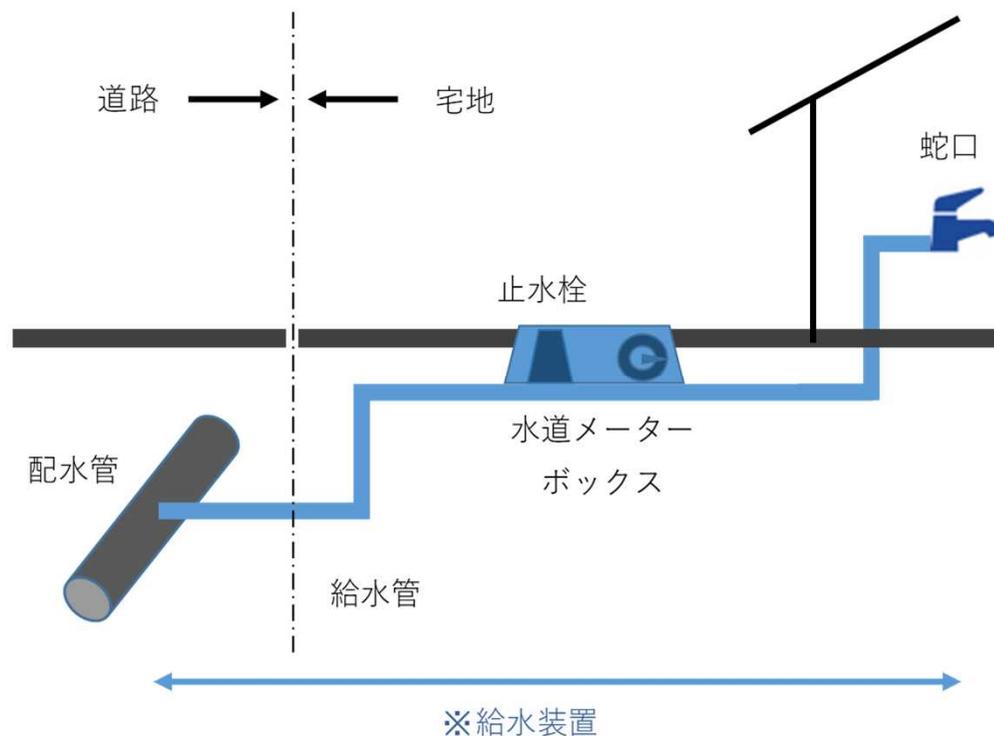
亀岡市では、給水申込(給水装置※を設置)をする場合、加入金を納める必要があります。開発行為等により、新たに配水管を設置する場合、別途負担金を納める必要があります。

【※給水装置とは】

- 給水装置とは、亀岡市が設置した配水管から分かれて水を配る給水管と、それに直結する止水栓や蛇口などの給水用具のことをいいます。

【加入金・負担金を設定する理由】

- 水道事業の経営は独立採算制を採用しています。そのため、新たに水道を利用する人が増えると、水源の確保や水道施設の整備が必要になり、建設投資費用が多額になります。
- しかし、その建設投資費用をすべて水道料金だけで賄おうとすれば、料金が高額になるばかりでなく、現在水道を利用している人が新たに水道を利用する人のために、より大きな負担をすることになり、費用負担の不均衡が生じることになります。
- そのため、現在水道を利用している人と、新たに水道を利用する人との負担の公平を図るため、建設投資費用の一部を「加入金」や「負担金」としてご負担いただきます。



1 水道加入金制度のあり方について

(2) 水道加入金等の概要

亀岡市には、2種類の加入金(①・②)と1種類の負担金(③)があります。

【①口径加入金】

新規の給水申込、またはメーターの口径を増す場合は、口径に応じた加入金をいただきます。

【②給水面積加入金】

新規の給水申込の場合は、給水対象敷地面積1平方メートル当たり500円(税抜)の加入金をいただきます。

【③配水施設等設置負担金(事務費相当分)※】

開発行為等により、給水申込に伴い新たな配水管等を設置する場合は、配水管等を設置する設計工事価格の5%(税抜)を別途ご負担いただきます。

亀岡市の現行の加入金等体系

(税抜)

区分①	メーターの口径 (mm)	加入金の額 金額(円)	区分②	加入金の額 金額(円)	区分③	負担金の額 金額(円)
口径加入金	13	40,000	給水面積加入金	給水対象敷地面積 1㎡当たり500円 (宅地造成地の場合は、 造成敷地から公共用地 を除いた面積)	配水施設等 設置負担金 (事務費相当分) ※	設計工事価格の5%
	20	80,000				
	25	140,000				
	40	600,000				
	50	1,000,000				
	75	2,000,000				
	100	4,000,000				
	150以上	管理者が規程で定める額				

※ 本市施工時は、配水管等設置に要する工事費を別途ご負担いただくこととなりますが、本項目では「事務費相当分」の内容のみ記載しています

1 水道加入金制度のあり方について

(3) 加入金等に関する京都府内の状況

京都府内15市で給水面積加入金を採用しているのは、亀岡市のみです。

府内15市	口径加入金（税抜、円）											給水面積 加入金	配水施設 等設置 負担金
	φ 13mm	φ 20mm	φ 25mm	φ 30mm	φ 40mm	φ 50mm	φ 75mm	φ 100mm	φ 125mm	φ 150mm	φ 200mm		
京都市	45,000	90,000	135,000	-	460,000	820,000	2,980,000	9,160,000	-	25,000,000	53,000,000	無	無
向日市	121,000	143,000	253,000	-	1,529,000	2,607,000	5,566,000	-	-	-	-	無	有※
長岡京市	60,000	105,000	180,000	-	750,000	2,250,000	4,500,000	9,000,000	-	18,000,000	36,000,000	無	無
宇治市	116,000	174,000	378,000	-	1,170,000	2,012,000	5,450,000	15,900,000	27,800,000	43,900,000	90,900,000	無	有※
城陽市	176,000	237,000	540,000	-	1,216,000	2,703,000	7,434,000	-	-	-	-	無	有※
八幡市	123,800	123,800	228,500	457,100	971,400	1,733,300	3,723,800	-	-	-	-	無	有※
京田辺市	50,000	90,909	136,364	-	545,455	909,091	2,727,273	-	-	-	-	無	無
木津川市	110,000	190,000	320,000	-	950,000	1,730,000	4,320,000	8,640,000	-	26,340,000	-	無	有※
亀岡市	40,000	80,000	140,000	-	600,000	1,000,000	2,000,000	4,000,000	-	7,500,000	10,000,000	500円/㎡	有※
南丹市	100,000	180,000	220,000	300,000	550,000	880,000	2,000,000	-	-	-	-	無	無
福知山市	78,000	156,000	312,000	-	1,014,000	1,560,000	3,900,000	6,240,000	-	17,940,000	-	無	有※
舞鶴市	42,000	42,000	96,000	-	320,000	544,000	1,488,000	4,368,000	-	12,064,000	24,960,000	無	無
綾部市	180,000	252,000	405,000	-	1,215,000	1,863,000	4,500,000	-	-	-	-	無	無
宮津市	38,000	76,000	152,000	-	500,000	1,000,000	2,520,000	-	-	-	-	無	無
京丹後市	42,000	100,000	156,000	224,000	398,000	622,000	1,398,000	2,486,000	-	5,592,000	-	無	有※

※ 配水施設等設置負担金の詳細は、次ページに記載

1 水道加入金制度のあり方について

(4) 加入金等に関する京都府内の状況（配水施設等設置負担金の詳細）

配水施設等設置負担金を採用しているのは、京都府内で8市のみです。
負担額の算出においては、各市により様々な方法があります。

- 工事価格に応じた算出



亀岡市、向日市、福知山市、京丹後市

- 1件、1区画あたりの単価に応じた算出

宇治市



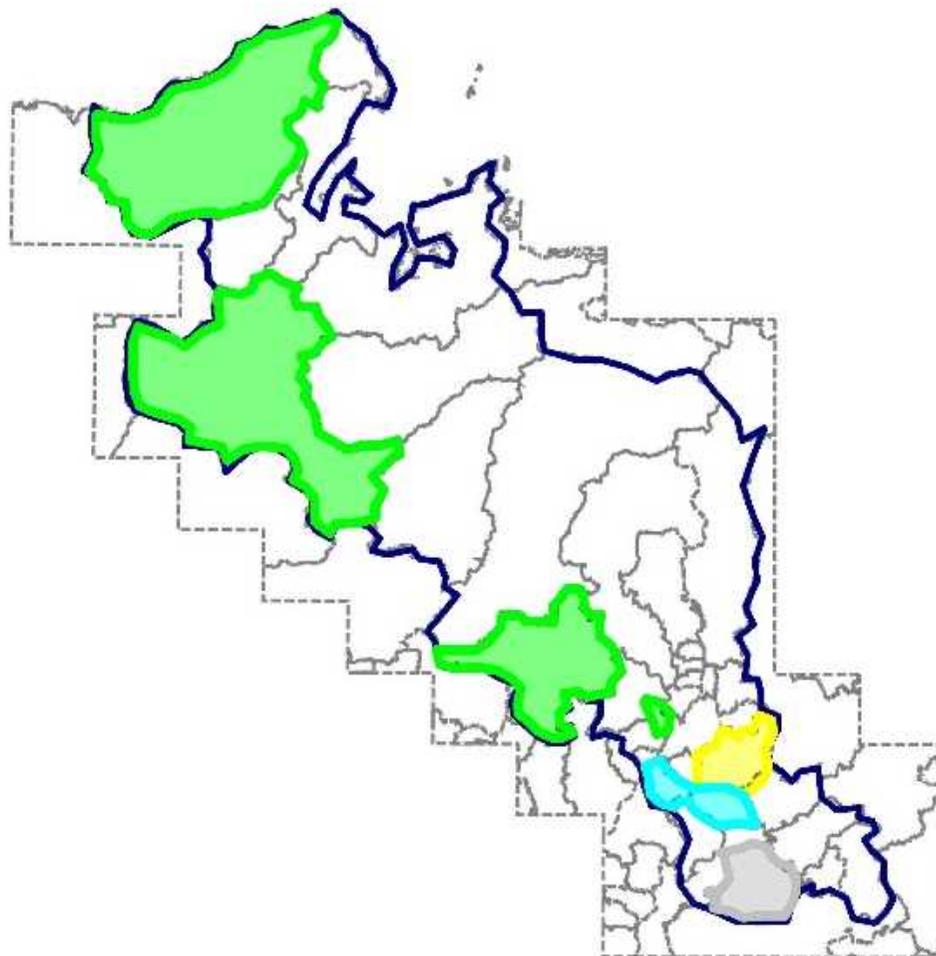
- 配水管の口径に応じた算出

城陽市、八幡市



- その他

木津川市

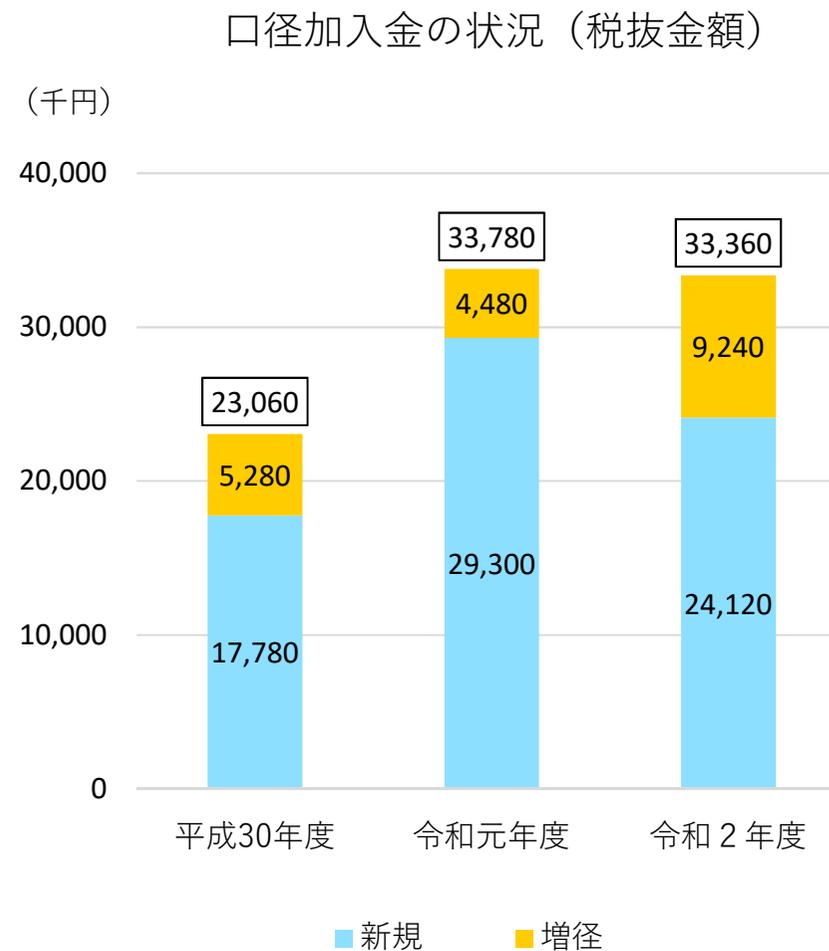
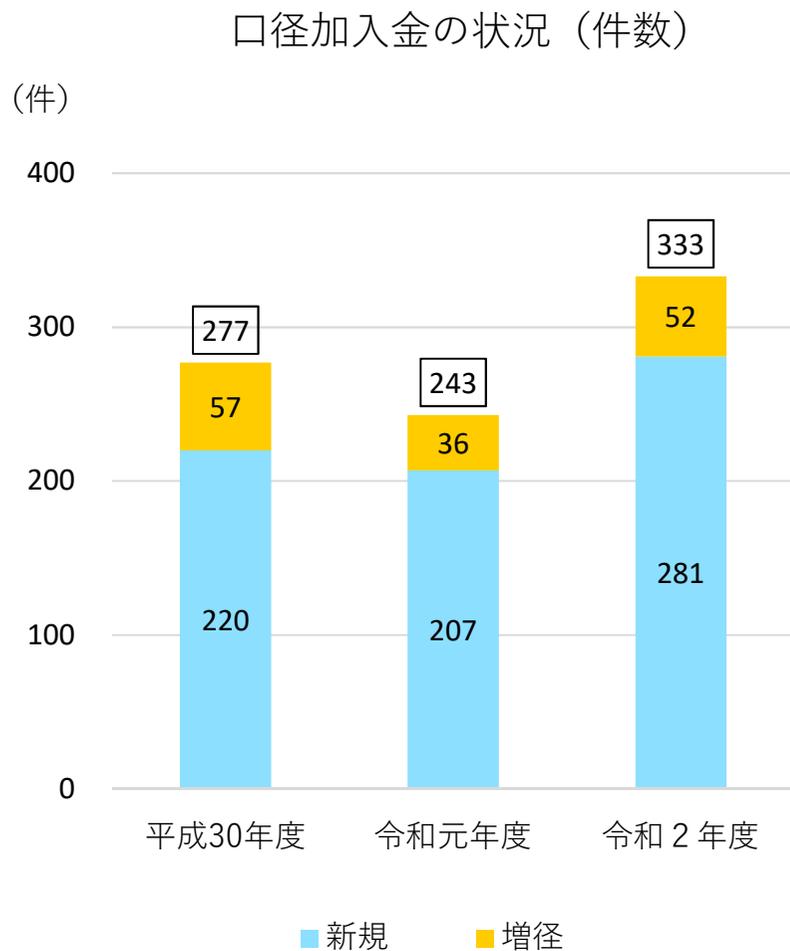


※ 公益社団法人日本水道協会「水道事業の開発負担金等徴収状況調査」（R2.4.1現在）に基づき本市作成
※ 調査上で把握できる内容であり、実務上の取扱いは不明

1 水道加入金制度のあり方について

(5) 亀岡市の口径加入金の状況

口径加入金では、新規の加入金が大半を占めています。

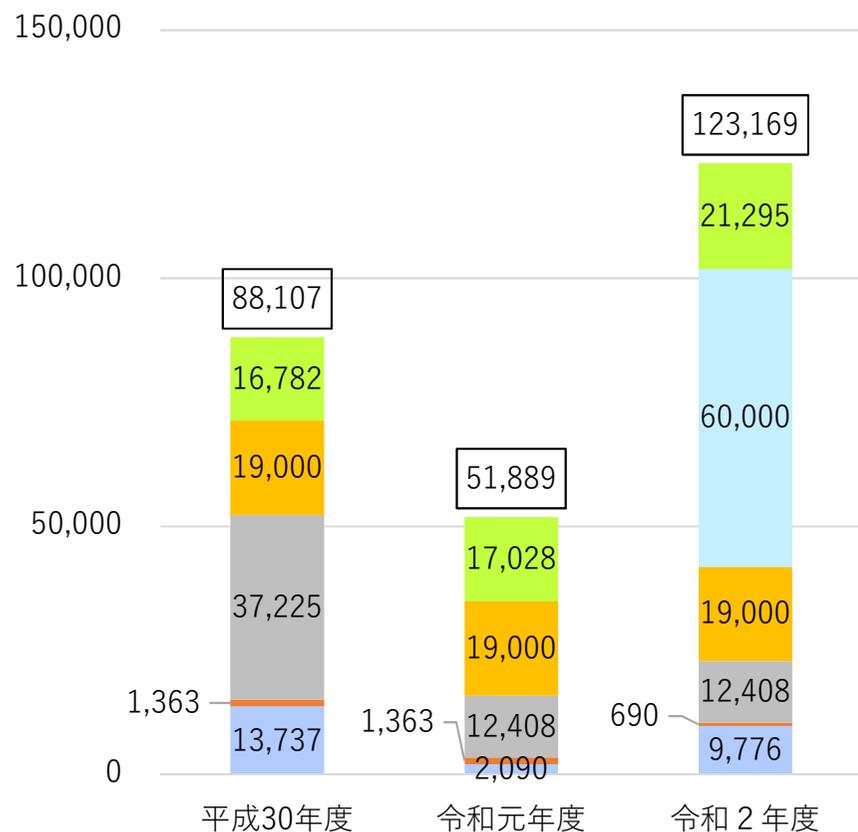


1 水道加入金制度のあり方について

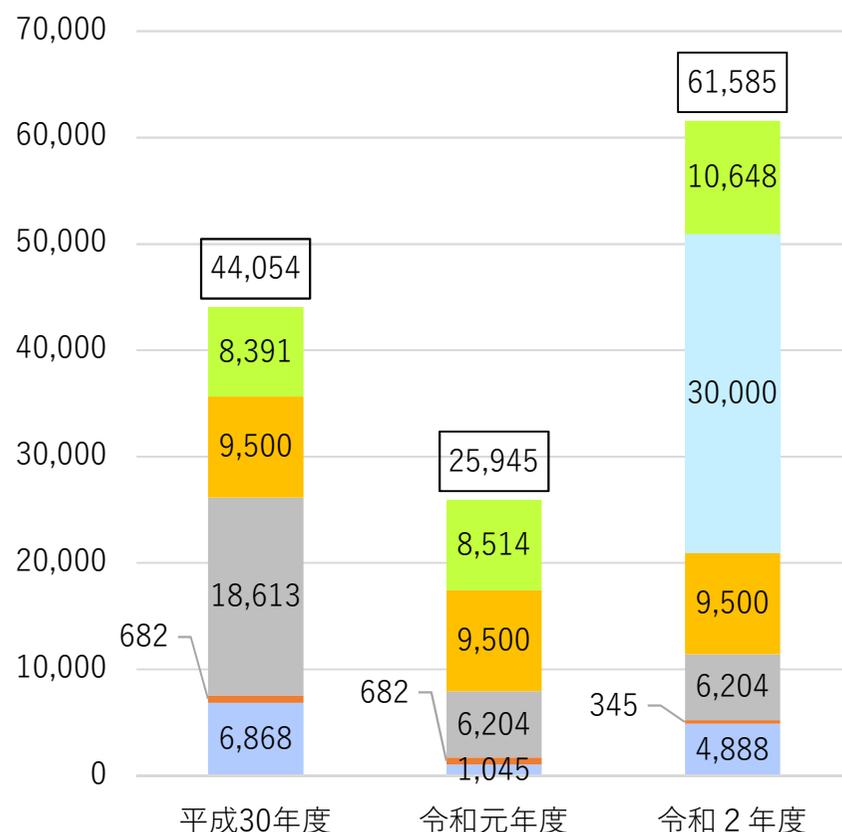
(6) 亀岡市の給水面積加入金の状況

給水面積加入金は主に開発（区画整理等）時に発生するため、亀岡市の開発（区画整理等）の状況により大きく変動します。

(㎡) 給水面積加入金の状況（面積）



(千円) 給水面積加入金の状況（税抜金額）



■ 小規模開発 ■ 大井町南部区画整理 ■ 亀岡駅北区画整理
 ■ 高野林小林区画整理 ■ 篠企業団地区画整理 ■ 給水申請

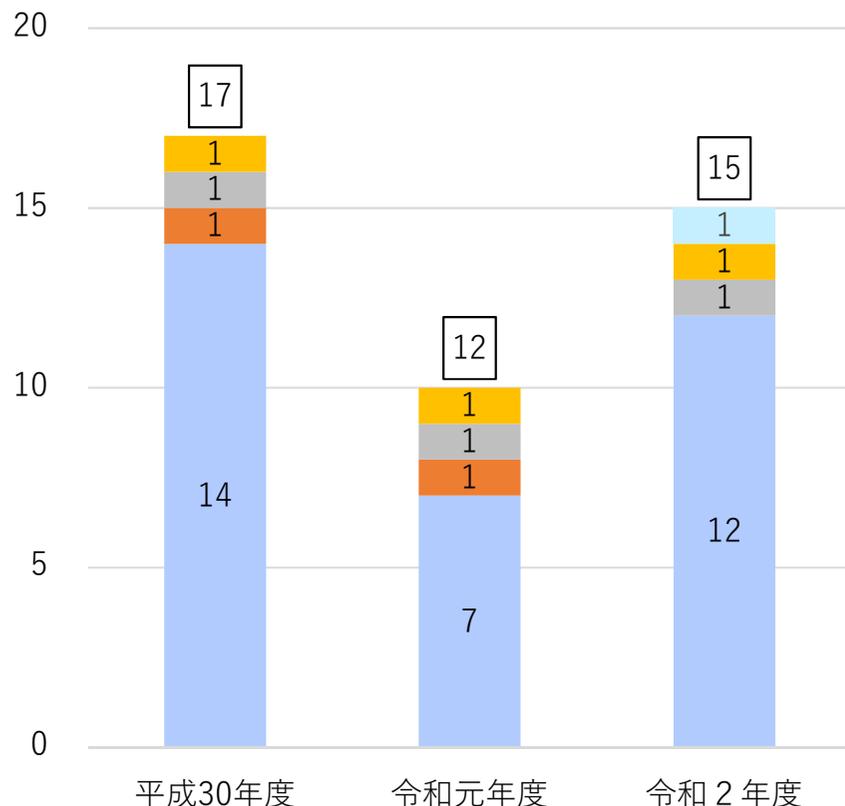
■ 小規模開発 ■ 大井町南部区画整理 ■ 亀岡駅北区画整理
 ■ 高野林小林区画整理 ■ 篠企業団地区画整理 ■ 給水申請

1 水道加入金制度のあり方について

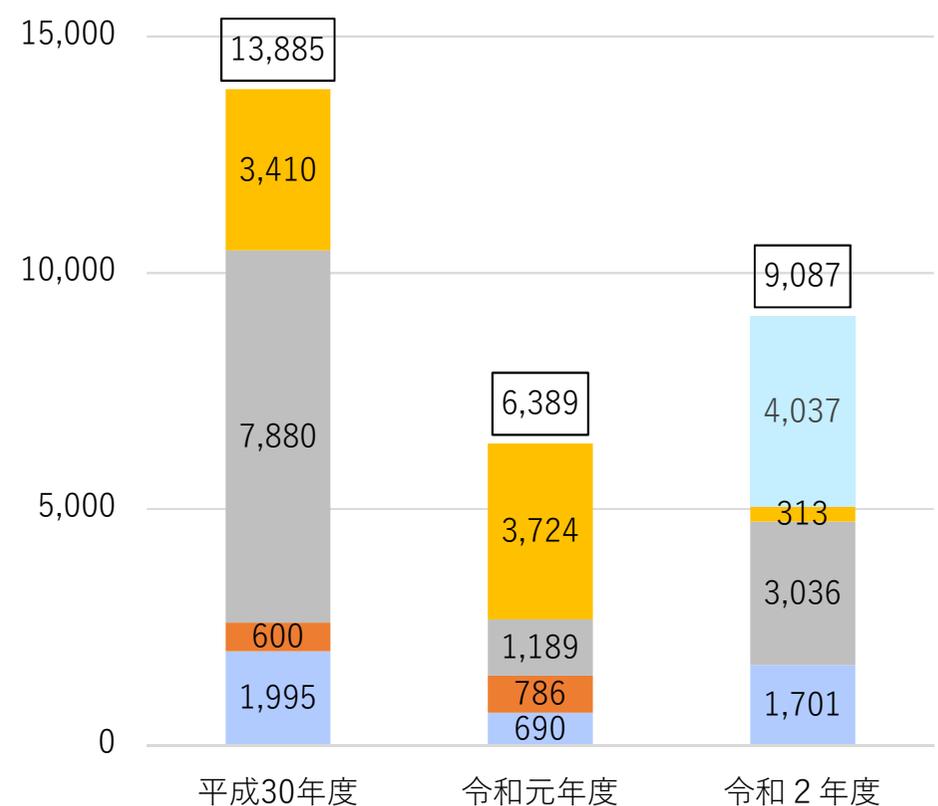
(7) 亀岡市の配水施設等設置負担金の状況

配水施設等設置負担金は、開発（区画整理等）時の設計工事費に応じて負担金額が変動します。

(件) 配水施設等設置負担金の状況 (件数)



(千円) 配水施設等設置負担金の状況 (税抜金額)



■ 小規模開発 ■ 大井町南部区画整理 ■ 亀岡駅北区画整理
■ 高野林小林区画整理 ■ 篠企業団地区画整理

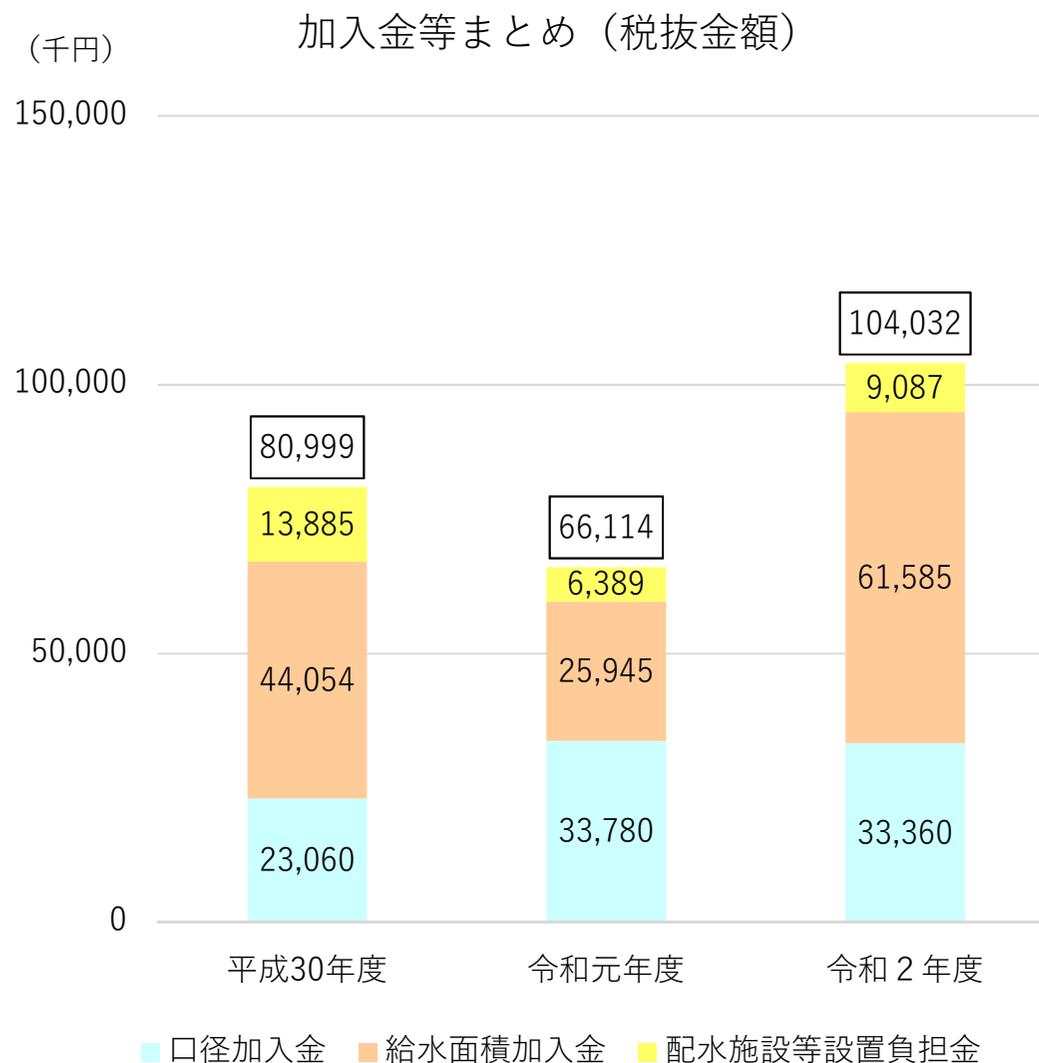
■ 小規模開発 ■ 大井町南部区画整理 ■ 亀岡駅北区画整理
■ 高野林小林区画整理 ■ 篠企業団地区画整理

※ 配水施設等設置負担金は、工事費や設計工事価格の5%を徴収しているため、件数と金額に比例関係はありません。

1 水道加入金制度のあり方について

(8) 亀岡市の加入金等全体額の状況

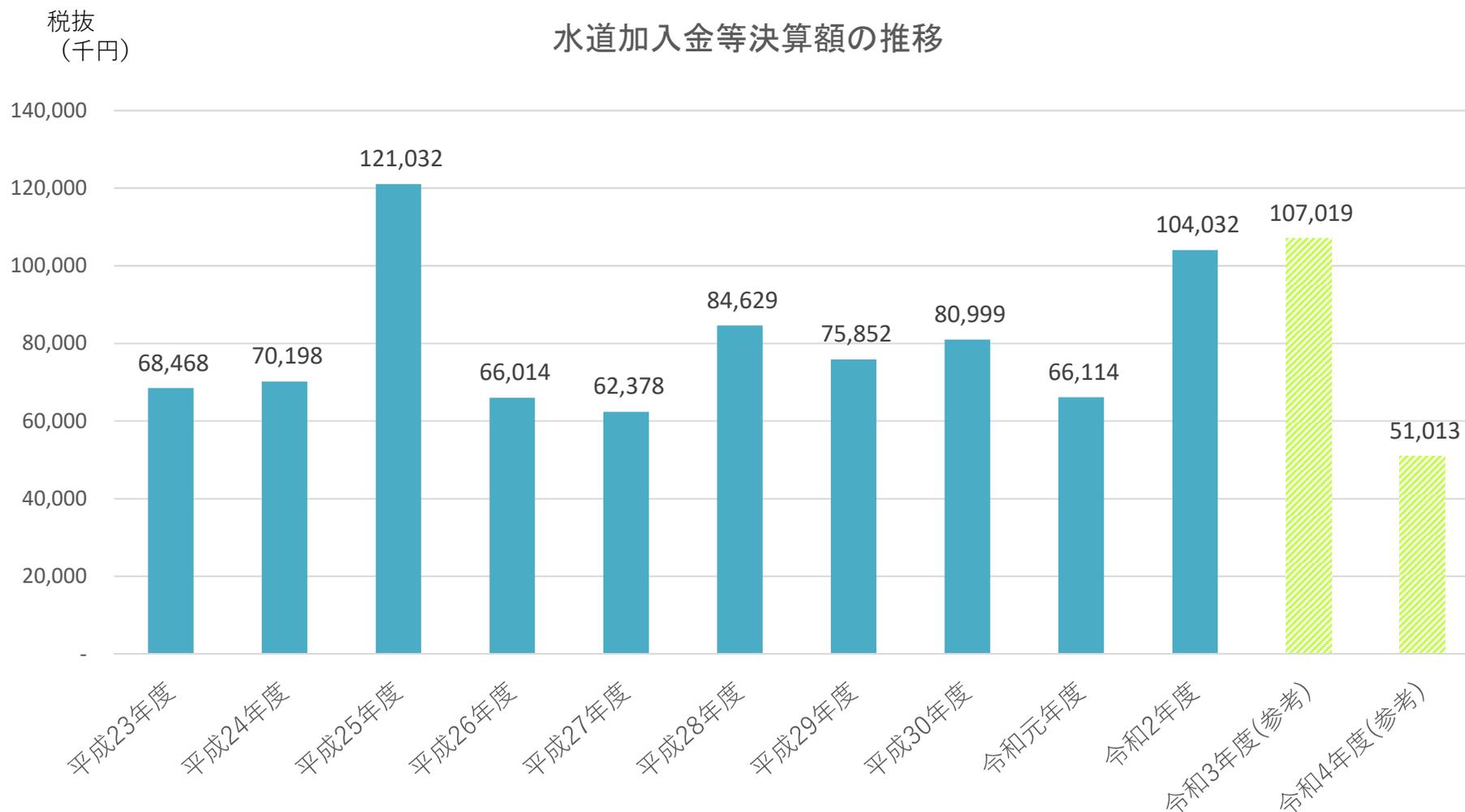
現状、亀岡市の加入金等収入のうち、給水面積加入金が大部分を占めています。



1 水道加入金制度のあり方について

(9) 亀岡市の加入金等決算額の推移 (H23~R2) ※R3・R4は見込額

過去10年間、水道加入金等は60,000千円を超える水準で推移していましたが、R4年度は大規模な開発（区画整理等）の終了により減少する見込みです。



1 水道加入金制度のあり方について

(10) 水道加入金等の課題事項及び論点

現状の亀岡市の水道加入金等制度には、次のような課題事項及び論点があります。2種類の加入金（①・②）と1種類の負担金（③）があり、利用者にとってわかりにくい制度になっています。

課題事項	論点
① 口径加入金について	(1) 現状維持 (2) 見直し
② 給水面積加入金について → 京都府内15市で採用しているのは 亀岡市のみ	(1) 現状維持 (2) 廃止
③ 配水施設等設置負担金について → ・ 京都府内15市では、採用していない 自治体もあります。 ・ 工事費が多額になれば、事業者の負担 が過大になります。 ・ 下水道事業では事務費相当分の負担は ありません。	(1) 現状維持 (2) 廃止 (ただし、市施工の場合の工事費負担 は継続)

1 水道加入金制度のあり方について

(11) 水道加入金等の見直し内容

2種類の加入金（①・②）と1種類の負担金（③）を整理し、口径加入金（①）のみ徴収することを検討しています。

見直し案：京都府内（15市）平均額を踏まえ、φ20mmの基本額を140,000円とし、流量比率に応じて各口径の金額を設定。

現行（税抜）

①口径加入金	13mm	40,000円
	20mm	80,000円
	25mm	140,000円
	40mm	600,000円
	50mm	1,000,000円
	75mm	2,000,000円
	100mm	4,000,000円
	150mm	7,500,000円
	200mm	10,000,000円
②給水面積加入金	500円/m ²	
③配水施設等設置負担金	市	工事費 + 設計工事価格の5%
	業	設計工事価格の5%

京都府内(15市)平均額 ※端数調整なし

①口径加入金	13mm	91,557円
	20mm	139,979円
	25mm	250,847円
	40mm	827,775円
	50mm	1,516,671円
	75mm	3,750,505円
	100mm	7,970,571円
	150mm	21,262,285円
	200mm	51,215,000円
②給水面積加入金	-	
③配水施設等設置負担金	-	

見直し案（税抜）

①口径加入金	13mm	80,000円
	20mm	140,000円
	25mm	250,000円
	40mm	770,000円
	50mm	1,400,000円
	75mm	3,300,000円
	100mm	6,500,000円
	150mm	18,900,000円
	200mm	40,300,000円
②給水面積加入金	廃止	
③配水施設等設置負担金	廃止（ただし、市施工の場合は工事費を負担）	

※ 現行制度において給水面積加入金を負担し、かつ新制度において口径加入金を負担することになった場合は、現行制度の口径加入金を負担いただく予定です。【経過措置】

1 水道加入金制度のあり方について

(12) 水道加入金等の見直し理由

① 水道加入金等制度の改正経過は？

口径加入金、給水面積加入金ともに、昭和51年7月の改正以来、45年間改正していません。配水施設等設置負担金は平成11年4月の改正以来、22年間改正していません。長期間見直しされていないため、時代に即した制度になるように検討する必要があります。

③ 事業者（利用者）の負担状況は？

開発事業者は、開発区域内における水道整備の工事費用に加えて、開発面積に係る給水面積加入金や、配水施設等設置負担金も負担しており、負担は重いと考えられるため、負担の適正化を図る必要があります。また、複数の体系（口径・面積等）を組み合わせた複雑な制度になっています。

⑤ 見直しによりどうなる？

水量（口径）に応じた体系になり、利用者にとって、利用実態に即したわかりやすい制度になります。また、開発時等の過重な負担がなくなり、開発行為の促進、さらには水道利用者・件数の増加に伴う安定した料金収入の確保も期待できます。

② ほかの市の状況は？

3、4ページのとおり、京都府内15市で給水面積加入金を採用しているのは、亀岡市のみです。開発（区画整理等）時の配水施設等設置負担金を採用している市は8市で、すべての市で採用しているわけではありません。

④ 開発（区画整理等）の状況は？

亀岡市内において進められている大規模な開発（区画整理等）は現在4カ所ありますが、令和3年度でほとんどの箇所が終了予定であるため、これまでのような水準の加入金等収入は見込みづらい状況です。

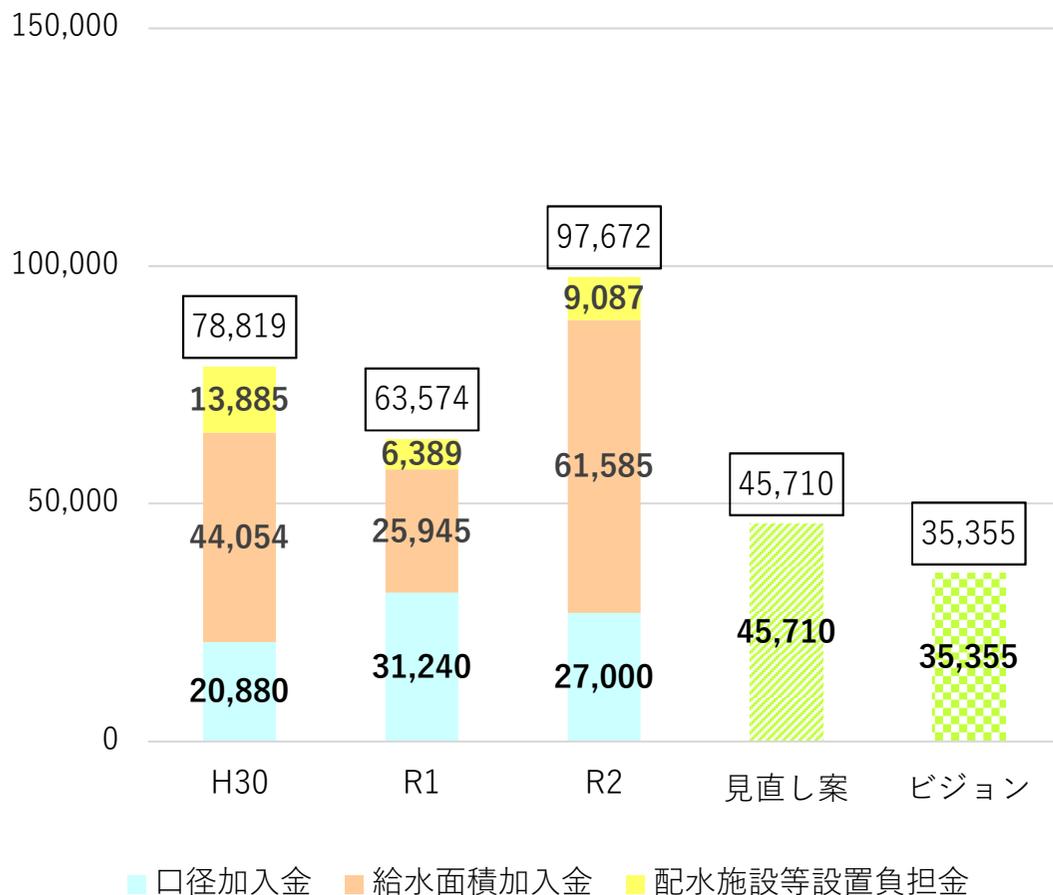
⑥ 制度自体を廃止しないのか？

口径加入金の収入額が加入金等全体の収入額に占める割合は少なく、貴重な財源になっています。また、給水装置設置に要する費用を賄うための収入を確保することから、制度自体の廃止は予定していません。

1 水道加入金制度のあり方について

(13) 見直し案による収入額の比較

税抜 (千円) 現行と見直し案による収入額 (税抜金額) の比較



現状、口径加入金・給水面積加入金・配水施設等設置負担金による収入がありますが、見直し案では口径加入金による収入のみになります。

- 見直し案により、加入金等の収入額は、約46百万円になります。
- 亀岡市上下水道ビジョンにおける収支の見通しでは、令和4年度以降、開発（区画整理等）に伴う給水面積加入金は見込まず、加入金収入として毎年度約35百万円を見込んでいます。
- 見直し案（約46百万円）は、ビジョンの収支の見通し（約35百万円）を上回る収入を確保することができるため、今後の収支や経営に影響するものではありません。

※ H30～R2の口径加入金については、共同住宅(増径等)による収入を除いています

※ 見直し案では、令和2年度の件数をもとに算出した収入額を記載

※ ビジョンについては、R4～R12の平均額

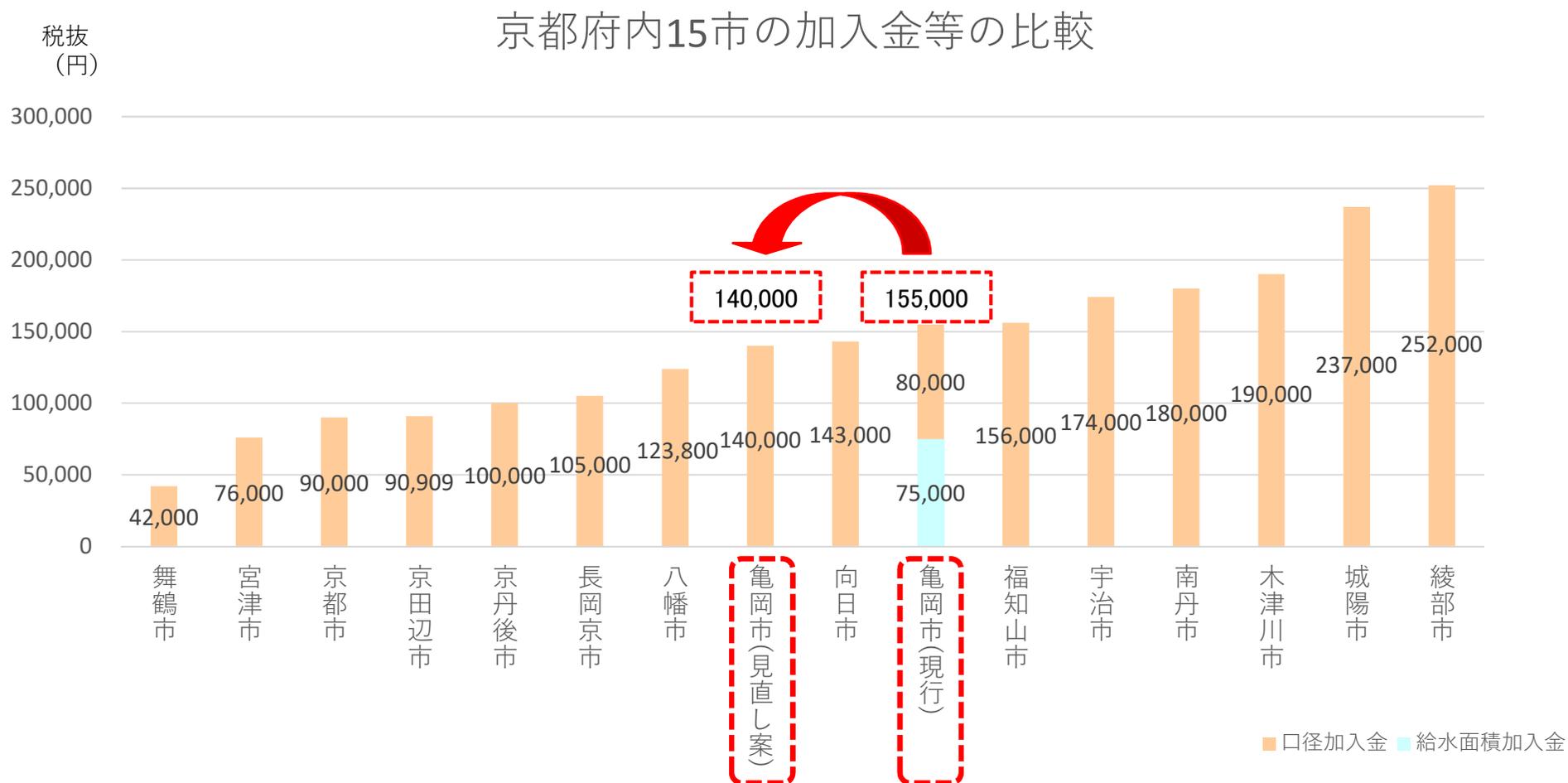
※ 見直し案とビジョンでは、市施工の場合の収入（工事費負担）を見込むことができないため、当該収入額を含んでいません

1 水道加入金制度のあり方について

【参考】モデルケース

家事用・口径20mm・面積150㎡ の場合

現行制度での亀岡市は、京都府内15市のうち、やや高い水準になっていますが、見直し案においては、平均的な水準になります。



2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(1) 受益者負担金の概要

亀岡市では、下水道が整備され、対象区域となっている土地の所有者は、受益者負担金を納める必要があります。

【受益者負担金とは】

- 受益者負担金とは、下水道を利用できる方に下水道建設事業費の一部を負担いただき、下水道整備の進捗を図るものです。（その土地について1回限りの賦課）

【受益者負担金を設定する理由】

- 下水道が整備された区域は、生活排水やトイレの汚物を下水道に流すことにより、蚊やハエの発生や悪臭が少なくなります。このように生活環境が良くなることは、結果的には土地の利便性が増すという利益を受けることとなります。
- しかし、下水道施設の場合、道路や公園など不特定多数の誰もが利用できる施設とは異なり、その施設を利用できるのは下水道が整備された区域の人のみです。このように限られた人たちが利用する下水道の建設事業費をすべて公費だけで賄うのは、居住場所の違いにより下水道を利用できない人にも負担していただくことになり、負担方法として公平性を欠くこととなります。
- そのため、負担の公平を期すること、また財源を確保し下水道事業を早く進めることを目的として、下水道建設事業費の一部を「受益者負担金」として負担いただきます。

2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(2) 受益者負担金の概要

亀岡市では、整備する土地の状況により事業費に差があるため、負担区を2つに分け、それぞれの単価に土地の面積をかけた額を負担していただいています。

【第一負担区】

単価 : 1㎡当たり440円

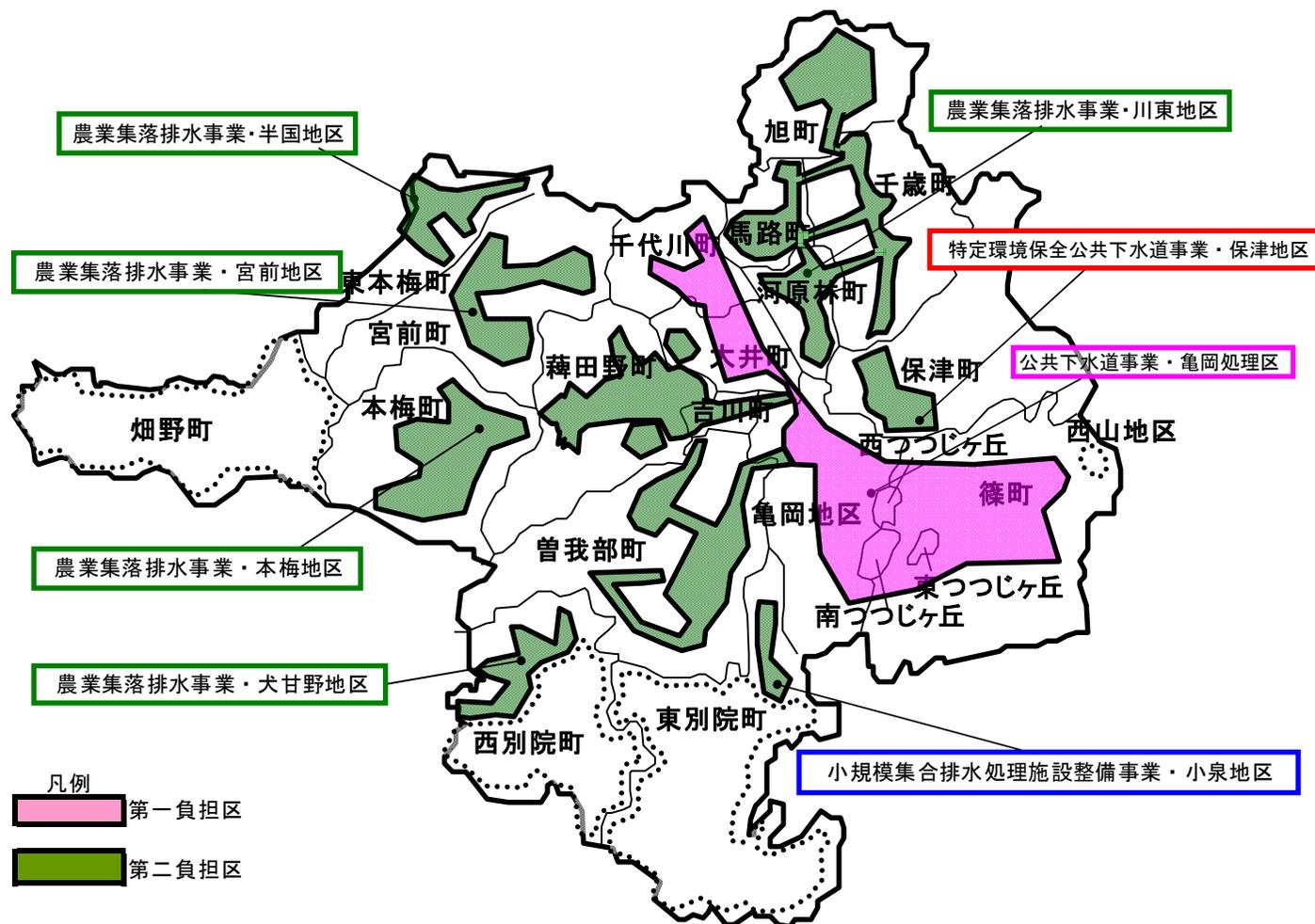
対象地域：市街化区域を中心とした区域（亀岡地区、大井町、千代川町、篠町など）

【第二負担区】

単価 : 1㎡当たり880円

対象地域：公共下水道拡大区域（曾我部町、蔦田野町、吉川町）と旧地域下水道区域

受益者負担金負担区概略図



亀岡市の現行の受益者負担金体系

負担区名	受益者負担金の額
	金額 (円)
第一負担区	440円/㎡
第二負担区	880円/㎡

2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(3) 受益者負担金に関する京都府内の状況

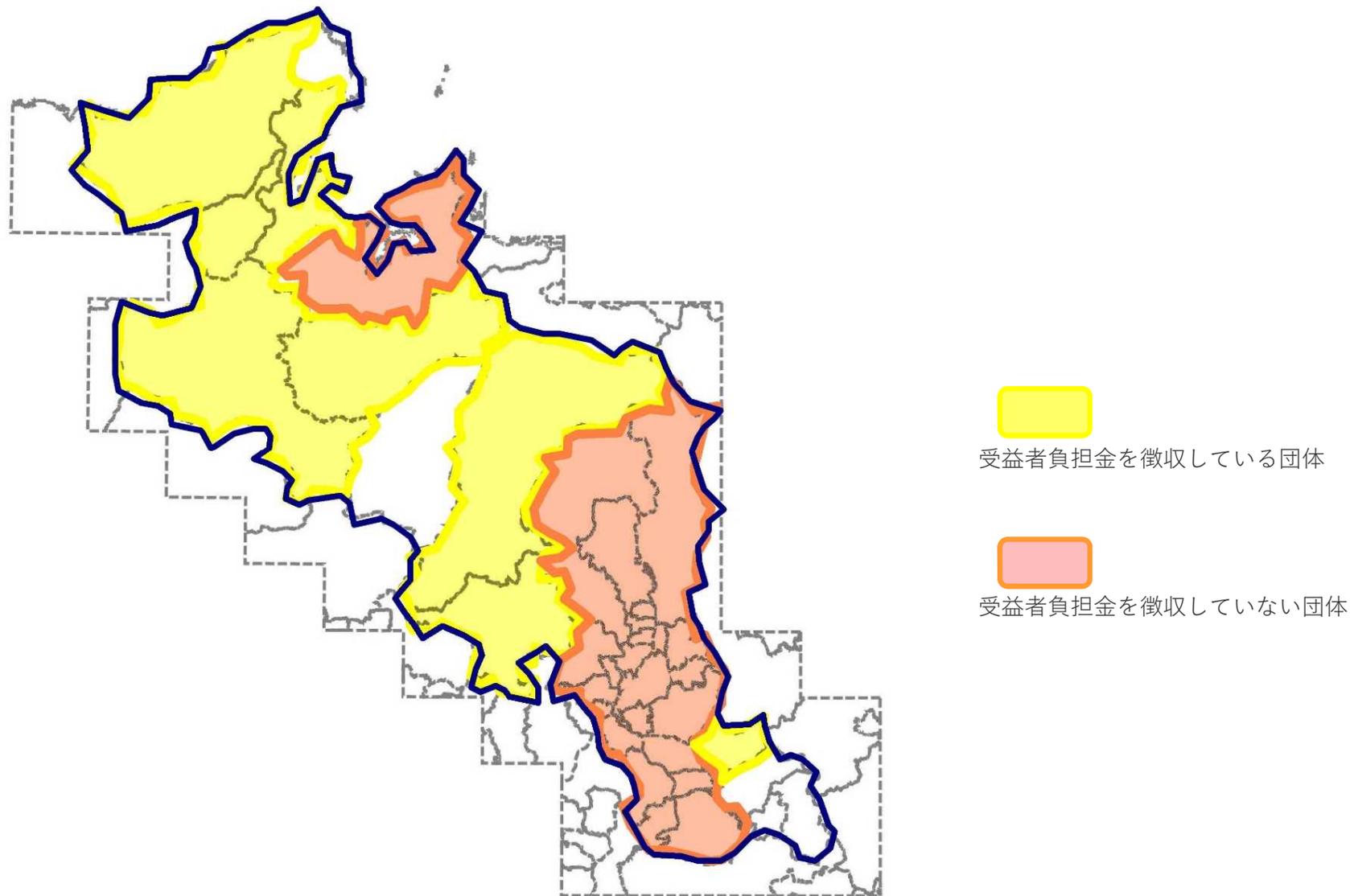
受益者負担金を徴収していない市も多くあります。

府内15市	受益者負担金・分担金 (円)								
	公共下水道			特定環境保全公共下水道			農業集落排水		
京都市	無			北部	270,000	件	480,000		戸
				京北	480,000	件			
向日市	無								
長岡京市	無								
宇治市	無								
城陽市	市街化区域	無							
	市街化調整区域	200,000	桝(90cm未満)						
		500,000	桝(90cm以上)						
八幡市	無								
京田辺市	無						無		
木津川市	無								
亀岡市	第一負担区	440	m ²	880		m ²	880		m ²
	第二負担区	880	m ²						
南丹市	150,000 + 500/m ² (上限50万)			750,000		戸	750,000		戸
福知山市	330			上川口、金谷	910	m ²	中六人部	330	m ²
				三和、大江中部	500,000	桝	上記以外	200,000~ 722,050	桝
舞鶴市	無			事業費の10% (上限50万/戸)			事業費の10% (上限50万/戸)		
綾部市	490						事業費の10% (上限75万/戸)		
宮津市	400								
京丹後市	供用1年以内	270,000	個	同左	270,000	個	同左	270,000	個
	供用2年以内	280,000	個	同左	280,000	個	同左	280,000	個
	供用3年以内	300,000	個	同左	300,000	個	同左	300,000	個
	供用3年超	320,000	個	同左	320,000	個	同左	320,000	個

2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(4) 受益者負担金に関する京都府内の状況

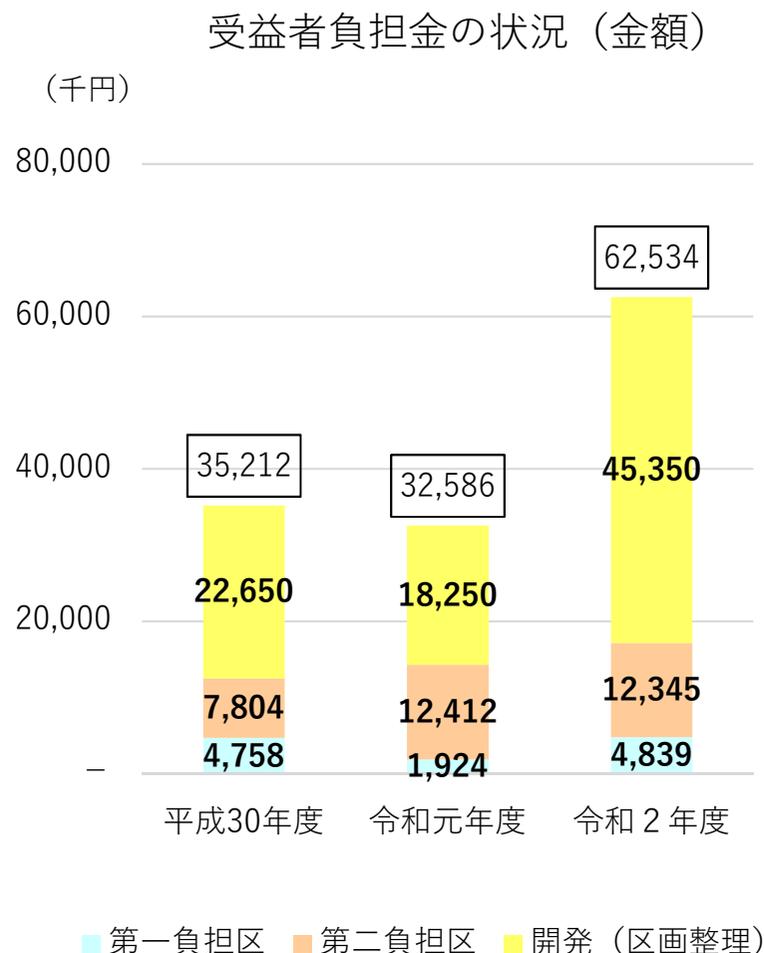
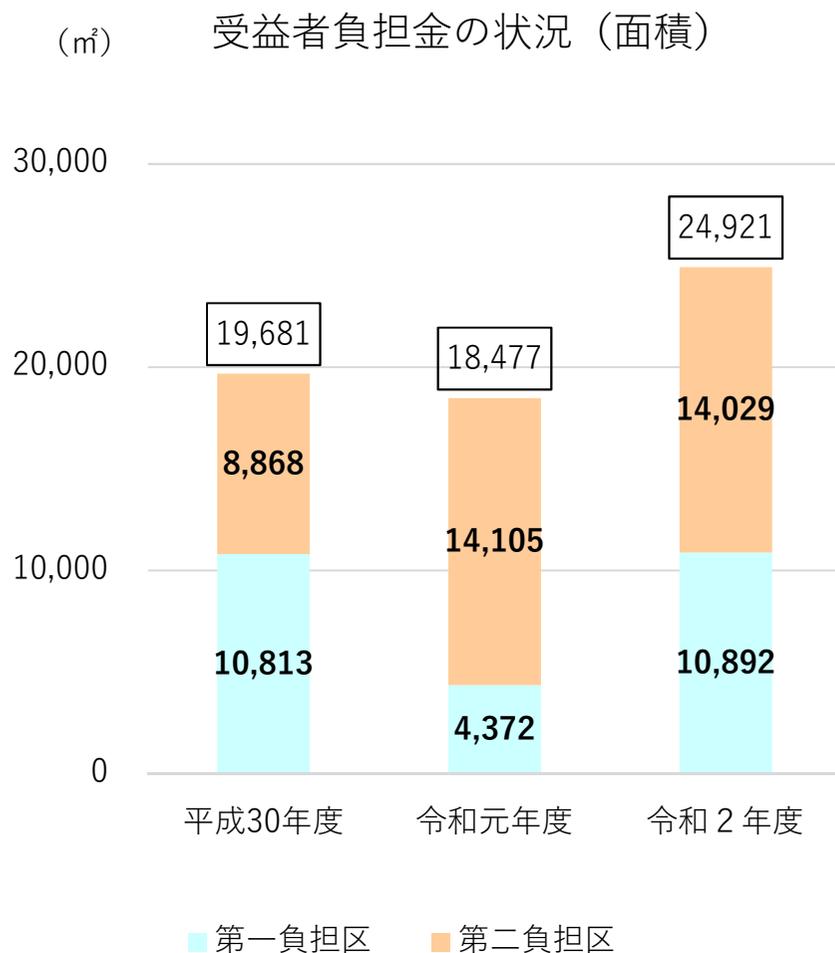
受益者負担金を徴収していない市も多くあります。



2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(5) 亀岡市の受益者負担金の状況

亀岡市施工の下水道整備は、ほぼ完了（概成）しているため、開発（区画整理等）の状況により負担金額が変動します。



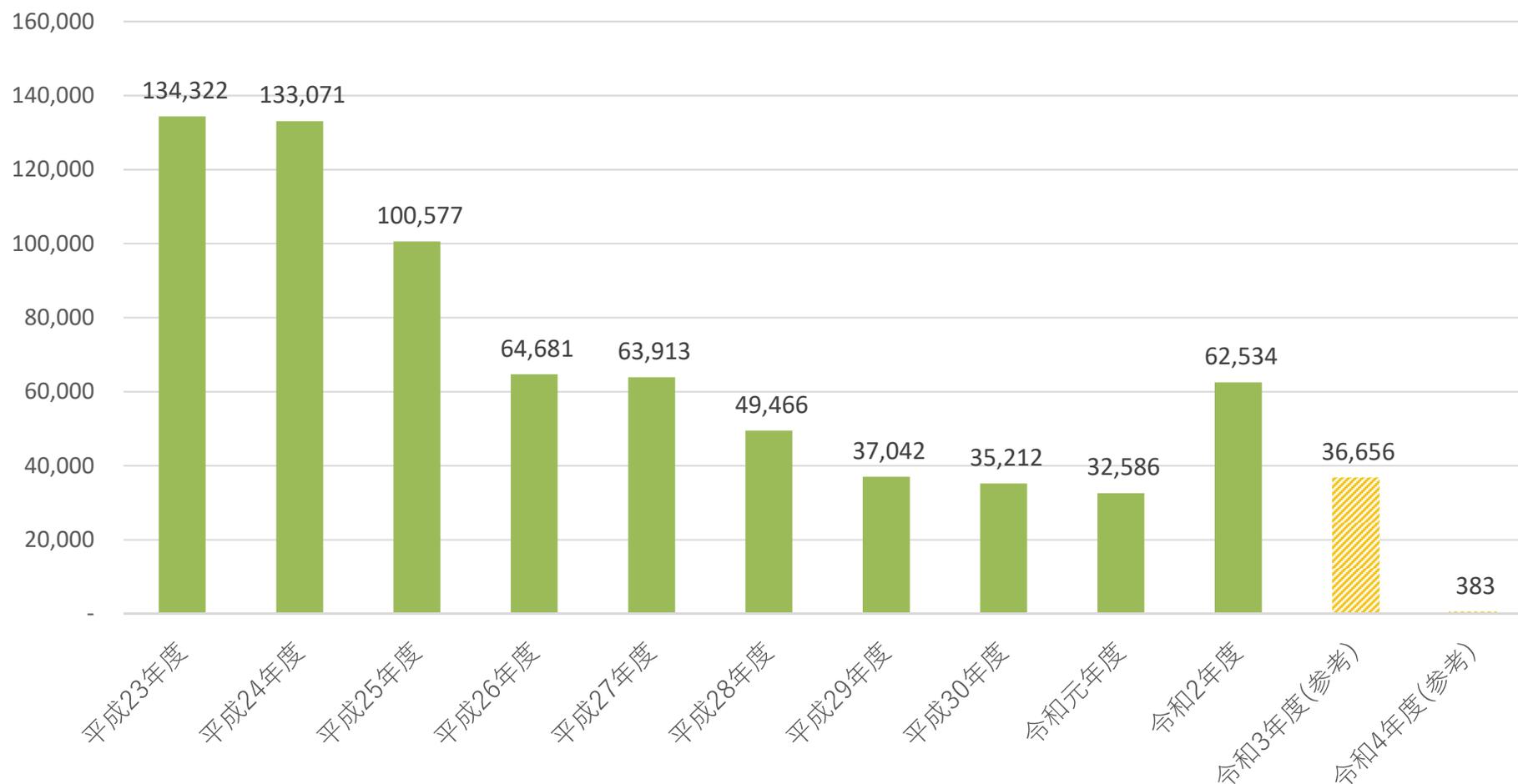
2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(6) 亀岡市の受益者負担金決算額の推移 (H23~R2) ※R3・R4は見込額

過去10年間で、受益者負担金はおおむね減少傾向にあります。R4年度は大規模な開発（区画整理等）の終了により大幅に減少する見込みです。

(千円)

下水道受益者負担金決算額の推移



2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(7) 受益者負担金制度の課題事項及び論点

現状の亀岡市の受益者負担金制度には、次のような課題事項及び論点があります。

課題事項	論点
<p>①京都府内のほとんどの団体（都市部）で導入されていません。</p> <p>➔下水道整備がほぼ完了（概成）した中、制度の存在意義が薄れてきています。</p>	<p>(1) 現状維持</p> <p>(2) 見直し 当面の間……本管整備を伴う開発等は全額減免 将来的には…廃止を検討</p>
<p>②開発（区画整理等）の面積が広い場合、事業者の負担が過大になります。</p>	

2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(8) 受益者負担金制度の見直し内容

受益者負担金について、以下のとおり見直しを検討しています。

見直し案

当面の間 …… 事業者による下水道本管整備を伴う開発（区画整理等）は全額減免
将来的には … 廃止を検討



現行

第一負担区	440円/m ²
第二負担区	880円/m ²
開発 (区画整理等)	第一負担区 440円/m ² 第二負担区 880円/m ²

見直し案（当面の間）

第一負担区	440円/m ²
第二負担区	880円/m ²
開発 (区画整理等) (本管整備)	全額減免

2 下水道受益者負担金制度のあり方について

(9) 受益者負担金制度の見直し理由

① 今後の下水道整備は？

令和2年度末における亀岡市の事業計画区域内人口普及率は99.6%となり、下水道整備はほぼ完了（概成）しています。
また、今後、亀岡市が施工する下水道整備については、現時点で未定です。

② ほかの市の状況は？

17、18ページのとおり、京都府内15市で受益者負担金制度（公共下水道・市街化区域）を採用しているのは6市のみです。
京都府南部地域の市では、受益者負担金制度を採用していません。

③ 事業者（利用者）の負担状況は？

開発事業者は、開発区域内における下水道整備の工事費用に加えて、開発面積に係る受益者負担金も負担しており、負担は重いと考えられるため、負担の適正化を図る必要があります。

④ 開発（区画整理等）の状況は？

亀岡市内において進められている大規模な開発（区画整理等）は現在4カ所ありますが、令和3年度ではほとんどの箇所が終了予定であるため、これまでのような水準の負担金収入は見込みづらい状況です。

⑤ 見直しによりどうなる？

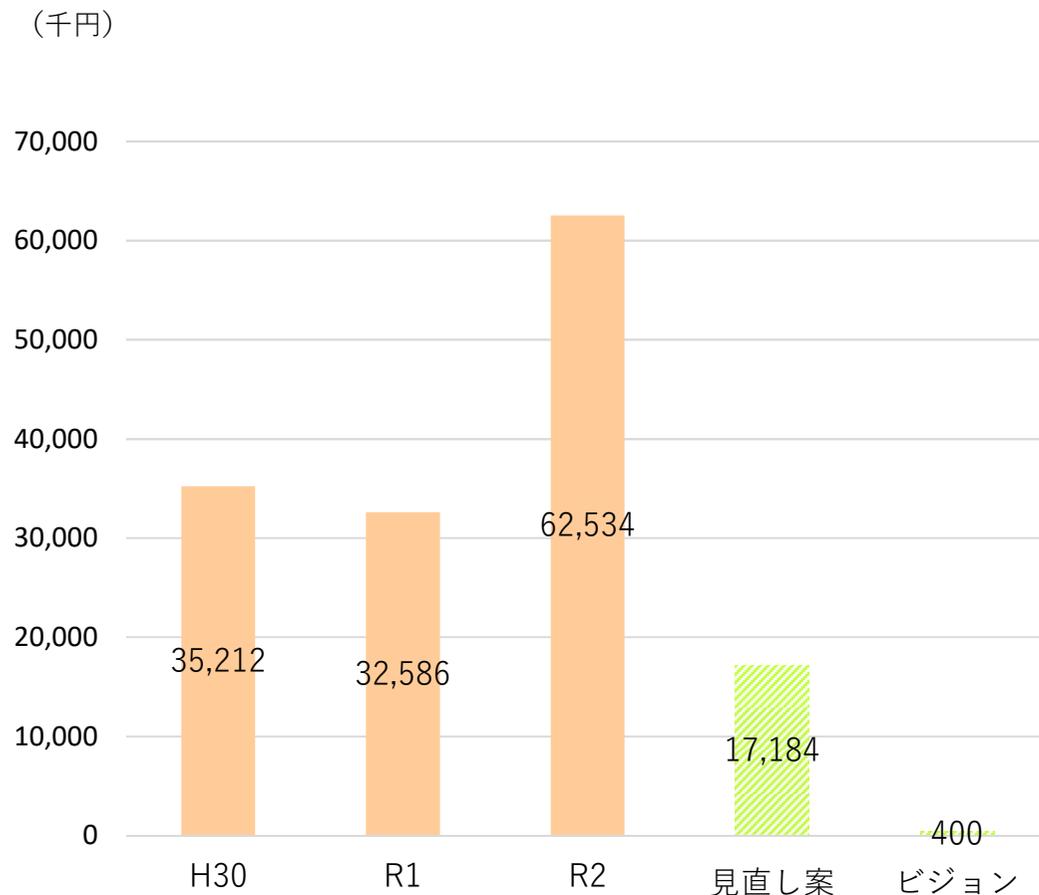
「建設の時代」から「維持管理の時代」へと移り変わる中、今回の見直しにより、開発時等の過重な負担がなくなり、未利用地の小規模開発等、土地利用の促進や、開発行為の促進につながるとともに、下水道利用者・件数の増加に伴う安定した使用料収入の確保も期待できます。

⑥ 制度自体を廃止しないのか？

現行制度は、下水道建設（面整備）を進める「建設の時代」のもので、下水道整備が概成した現状では、制度の存在意義が薄れてきているため、他市の動向等を踏まえ、将来的には制度廃止に向けて検討したいと考えていますが、現状の課題解消のため、まずは今回の見直しを進める必要があると考えています。

2 下水道受益者負担金制度のあり方について (10) 見直し案による収入額の比較

現行と見直し案による収入額の比較



亀岡市では下水道の整備が概ね完了（概成）しており、「維持管理の時代」に対応するとともに、本管整備を伴う開発等時の過重な負担を解消すべきであると考え、開発（区画整理等）による受益者負担金の全額減免を想定しています。

- 見直し案により、受益者負担金の収入額は、約17百万円になります。
- 亀岡市上下水道ビジョンにおける収支の見通しでは、令和4年度以降、開発（区画整理等）に伴う負担金収入は見込まず、負担金収入として毎年度約0.4百万円を見込んでいます。
- 見直し案（約17百万円）は、ビジョンの収支の見通し（約0.4百万円）を上回る収入を確保することができるため、今後の収支や経営に影響するものではありません。

※ 見直し案では、令和2年度の実績額をもとに算出した収入額を記載

※ ビジョンについては、R4～R12の平均額

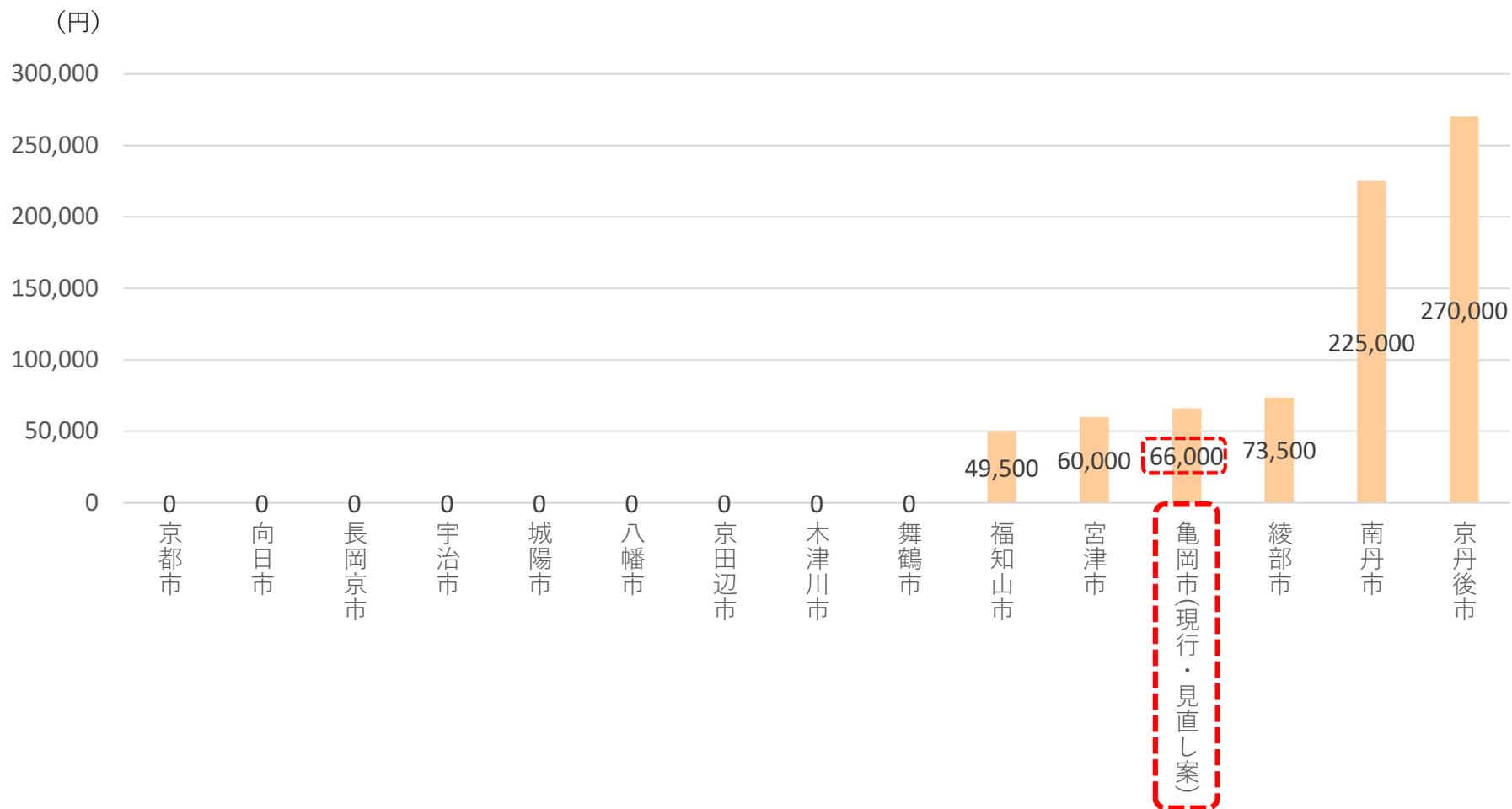
2 下水道受益者負担金制度のあり方について

【参考】モデルケース

公共下水道区域・市街化区域・面積150㎡・供用1年以内 の場合

本ケースでは、現行と見直し案で負担額は変わりません。

京都府内15市の受益者負担金の比較

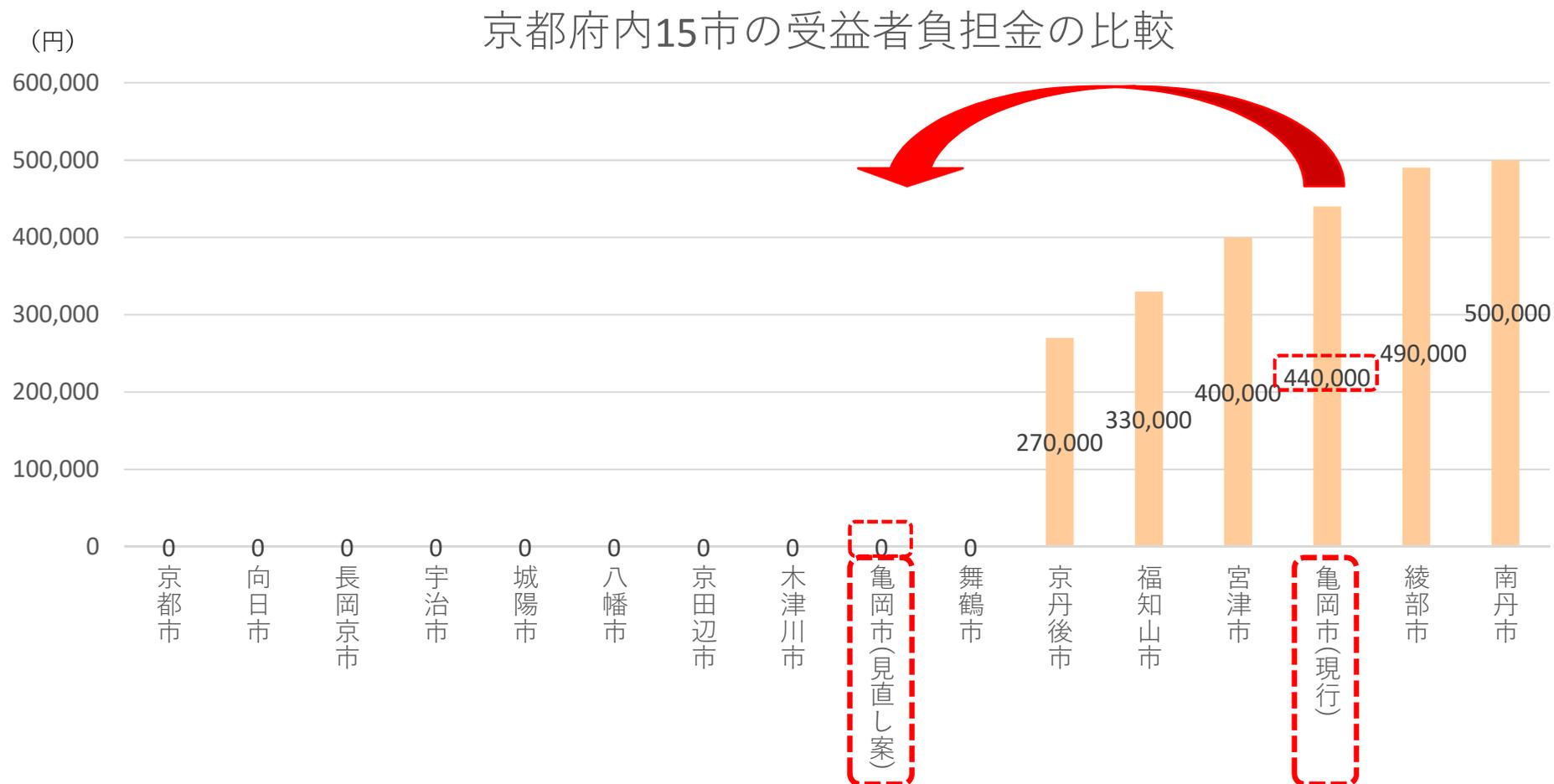


2 下水道受益者負担金制度のあり方について

【参考】モデルケース

公共下水道区域・市街化区域・面積1,000㎡(開発)の場合

現行制度での亀岡市は、京都府内15市のうち、3番目に高い水準となっていますが、見直し案においては、負担がなくなります。



3 次回の審議内容

○ 料金徴収サービスのあり方について

上下水道料金の徴収方法や徴収時期などについて、ご審議いただきます。

○ 「料金制度のあり方」の最終まとめについて（答申案の調整）

第1回～第3回でご審議いただいた内容をもとに、答申案をまとめます。

○ 料金制度の課題及び論点について

○ 下水道の用途別使用料制度のあり方について

○ 水道加入金・下水道受益者負担金制度のあり方について

○ 料金徴収サービスのあり方について